



平成 24 年 1 月 30 日

各 位

会社名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 川崎 正己
(コード番号：8060 東証第一部)
問合せ先 執行役員コミュニケーション本部長
松阪 喜幸
(TEL. 03-6719-9095)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 28 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第25条および第33条として新設するものであります。なお、第25条の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年 3 月28日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成24年 3 月28日 (予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 〕 (条文省略) 第 24 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 25 条 〕 (条文省略) 第 31 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 32 条 〕 (条文省略) 第 35 条</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 〕 (現行どおり) 第 24 条</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 〕 (現行どおり) 第 32 条</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条 〕 (現行どおり) 第 37 条</p>